

「文化芸術の振興に関する基本的な方針」の評価と課題について
(審議のまとめ骨子案)

はじめに

- ・基本方針はおおむね5年間を見通し文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るために定められたもの。
- ・文化政策部会としては、基本方針策定後の国の施策を概観するとともに、社会経済状況の変化を踏まえて、策定3年を経た段階における基本方針の評価と課題を検討。

基本方針の意義

- ・基本方針は、「第1 文化芸術の振興の基本的方向」と「第2 文化芸術の振興に関する基本的施策」の2部構成で、後者は基本法第8条から第34条に沿って、国が講ずべき施策を記述。基本方針の基本的構成は文化芸術振興基本法に準じて組み立てられることが必要。
- ・基本方針の意義として、具体的施策の推進に関する方向性を明確化し、文化庁予算も1000億円を突破し、文化芸術の総合的な振興が図られてきている。
- ・地方公共団体でも基本法や基本方針を受けて、平成13年度以降、6県、11市、1町が文化芸術振興条例を策定しており、文化芸術振興計画を策定する地方公共団体も増加。

基本方針の評価と課題

第1 文化芸術の振興の基本的方向

1. 文化芸術の振興の必要性

- ・文化芸術はすべての国民が真にゆとりと潤いの実感できる心豊かな生活を実現していく上で不可欠。文化芸術は国民全体の社会的財産であることから、社会全体で文化芸術の振興を図っていくことが必要。
- ・今日においても、国民の6割が「心の豊かさ」を求めており、人々にゆとりと潤いをもたらす文化の果たすべき役割は大きく、国民の文化芸術振興への期待は高い。今後とも、文化芸術の一層の振興が求められている。
- ・本部会としては、基本方針に掲げる5つの必要性は妥当なものとする。

2. 文化芸術の振興における国の役割等

(1) 国の役割

- ・文化芸術はその国のアイデンティティを支えるとともに、世界に対する国の「顔」であり、国全体の文化芸術を振興する観点から、国の果たすべき役割は大きい。
- ・本部会としては、国の役割は基本的に変わっていないとする。
- ・国全体の文化力を高めるとともに、文化の多様性を確保し、文化の一極集中を是正していくのは国の役割であり、リーダーシップを果たすことを期待。

(2) 重視すべき方向

- ・重視すべき方向として挙げられた 5 項目は、現在でも妥当なものと考えられる。

(委員意見)

- ・財政措置や税制措置については、フランス型の国主導又は米国型の民間主導とするか目指す方向性を明らかにすべきではないか。両者の折衷型にする場合も、我が国としての考え方を明確にすべきではないか。
- ・国家予算に占める文化予算の比率が、アジア諸国と比較しても低すぎるのではないか。

(3) 地方公共団体及び民間の役割

- ・地方分権が一層推進されるとともに、官民の役割分担の見直しなどが行われてきており、文化芸術の分野においても同様の動き。
- ・市町村レベルでは、大規模な市町村合併や指定管理者制度の導入に伴う文化施設等の在り方の見直しなどにより、これまでの文化行政の体制にも変化。
- ・企業等の民間団体が文化芸術活動を支援するメセナ活動は、長引く経済不況の下で一時的に落ち込んでいたが、企業の社会的責任（CSR）への認識が高まる中で、その支援形態を変えつつ再び活気を見せてきている。
- ・文化芸術分野における NPO の活動が活発になっており、従来の文化芸術団体のみならず、アート NPO のような新たな文化芸術の担い手が活躍。
- ・地域では、住民、文化芸術団体、企業等が文化芸術活動の主体となり、行政と対等な関係においてパートナーシップ（協力関係）を結び、相互に連携・協力することにより、文化芸術の振興を図りつつある。

(委員意見)

- ・都道府県と市町村、都市部と過疎地などの違いを踏まえるべきで、地方公共団体を一括りにすべきではない。
- ・アート NPO をはじめ非営利民間団体は、制度では賄いきれない社会的ニーズに対応しており、こうした団体の発展のための基盤を整備していくべきではないか。
- ・国、地方公共団体、民間非営利団体、企業など文化を支えるセクターが多様化している現状を踏まえて、それぞれの役割を捉え直すべきではないか。

3. 文化芸術の振興に当たっての基本理念

- ・基本法第 2 条に掲げられた 8 つの基本理念は、今日においても普遍性を有すると考えられる。

4. 文化芸術の振興に当たって留意すべき事項

(1) 芸術家の地位向上のための条件整備

- ・国では文化芸術の新たな分野でも顕彰や表彰を実施。
- ・芸術家等が安心して活動に取り組める環境作りのために文化芸術団体や利用者などによる関係者間の話し合いが行われてきており、引き続きこうした取組に協力することが必要。

(2) 国民の意見等の把握、反映のための体制の整備

- ・文化庁では文化芸術懇談会等の開催を通じて、文化芸術団体や文化施設関係者、一般国民と文化芸術の振興に関して意見交換を実施。
- ・著作権法や文化財保護法の改正に伴う政省令の整備の際には、パブリックコメント等を実施。
- ・広く国民の意見を掌握するよう努める取組を継続していくことが必要。

(3) 支援及び評価の充実

- ・文化芸術活動への支援に関しては、平成 16 年 2 月に文化政策部会が「今後の舞台芸術創造活動の支援方策について」を踏まえ、創造活動への支援、基盤形成への支援及び新たな評価システムの確立など文化芸術活動への支援を充実。
- ・文化庁の各施策は、「文部科学省政策評価基本計画」に基づき、政策の評価が毎年行われ、評価結果を公表。評価に当たっては、必要性、効率性、有効性等の観点から評価、定量的なデータを用いて具体的な達成効果も設定されているが、文化芸術活動は数値化によってその内容を評価するにはなじみにくい分野であり、定量的評価のみならず、定性的評価を含む適切な評価方法を開発することは今後の課題。
- ・公的な支援を受けている文化芸術団体等に対しても、活動成果の国民への還元や適切な情報公開などが必要。

(委員意見)

- ・地道な芸術活動がきちんと評価できることが大切。「優れた」文化芸術活動が有名であることや経済の論理に置き換えられないよう留意すべきではないか。
- ・個々の文化施策に対する評価は非常に難しい問題。定量的な評価が困難なものをどのように評価するかが課題。文化政策の評価方法について検討して一定の指標が示されれば、地方公共団体の文化政策にも資するのではないか。

(4) 関係機関等の連携・協力

- ・文化が教育、観光等と密接な関連をもつようになっていることから、関係府省が連携して施策を実施できる体制を整備することが必要。

(委員意見)

- ・アート NPO などの文化支援のための中間支援組織を重視し、文化関係者どうしの連携を支えることが必要ではないか。
- ・マスメディアの影響は大きいので、マスメディアに文化芸術の現状を正しく理解してもらうことが大切である。
- ・現行の留意事項は文化庁が直接関与し得る範囲内だが、今後は、国、地方公共団体、非営利民間団体との関係についても留意事項としてはどうか。
- ・文化政策は数ある政策の中の一つの領域として捉えられているが、今後は政策全体を貫くような形で機能すべきではないか。
- ・創造性と知的財産の問題、文化多様性の確保も留意事項に取り上げてはどうか。

第2 文化芸術の振興に関する基本的施策

1. 各分野の文化芸術の振興

(1) 芸術の振興

- ・優れた舞台芸術創造活動は国全体の文化的高まりをもたらし、新たな文化芸術創造活動を産む。舞台芸術創造活動に関しては、芸術団体重点支援事業等の国からの援助、芸術文化振興基金による助成などによる本格的な支援により、芸術家・芸術団体の公演活動が活発化し、舞台芸術創造活動は我が国の生活に定着しつつある。
- ・舞台芸術活動は一回の上演で鑑賞し得る観客人数に限界があり、公演回数にも限りがあるなど構造的に創造活動と鑑賞活動の経営バランスがとりにくい分野。
- ・舞台芸術創造活動の評価を市場原理にだけ委ねることはできず、いつの時代にも誰かが財政的に支えることが必要。
- ・舞台芸術をはじめとする文化芸術創造活動の振興には、重点的な支援と幅広く多様な支援のバランスを取るとともに、文化芸術創造活動には短い期間で成果を求めることが適切でない性格を有することから、中長期的な観点から創造活動が一層活性化する施策を講ずることが必要。

(委員意見)

- ・国は目指すべき方向性を提示し、文化芸術団体にインセンティブを与える支援を行うことが重要で、重点支援施策の方法は高く評価できる。特に拠点形成事業は文化施設の発展に大きく貢献しており、文化芸術活動の東京集中の是正にも役立っている。
- ・重点支援が事業支援となり活動対象が拡大したことは評価できる。
- ・団体への支援は団体の性格を踏まえて多様な支援形態が必要ではないか。
- ・文化芸術の頂点の伸長と裾野の拡大という考え方を踏まえた団体の支援を行うべきで、団体本位で考えず、中間支援組織に対する支援や創造活動の地方分散という観点も取り入れるべきではないか。
- ・文化芸術団体に対する直接的な支援だけでなく、アートNPOなどの中間支援組織が発展する仕組みを作ると文化芸術団体に対する支援がより充実するのではないか。
- ・文化芸術への支援に関しては、国も民間も「金は出すが口は出さない」ことが大切である。
- ・文化芸術への支援であっても、行政も社会のニーズを把握し説明責任を果たしつつ、国民の理解が得られる方法で口を出すべきではないか。
- ・申請者からみると、文化庁と芸術文化振興基金による支援は区別しにくいので、棲み分けが必要ではないか。

(2) メディア芸術の振興

- ・平成16年度からは、魅力ある日本映画・映像の創造、日本映画・映像の流通の促進、映画・映像人材の育成と普及等、日本映画フィルムの保存・継承を4つの柱とする「日本映画・映像」振興プランを推進している。
- ・映画は人々に身近な娯楽であり、映像を通じて時代や文化を表す総合芸術であり、人々

の文化や価値観をわかりやすく表現し、日本文化への関心を高め、国のイメージアップや理解増進を図るのに有効な手段。

- ・近年は、映画館入場者数も邦画の製作本数も増えてきており、映画やアニメ等の日本のメディア芸術に対する海外の評価も高い。
- ・映画は、コンテンツビジネスの観点からも注目され国の産業として重要な分野、「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」が施行され、コンテンツビジネスの関係者の連携を強化し、その振興を図る施策が総合的に推進されてきている。
- ・「日本映画・映像プラン」の実施により、我が国の映画やメディア芸術は大きく躍進することができたと考えられるが、今後も映画やメディア芸術の振興を一層図っていく必要がある。
- ・映画振興に関する事業については、映画産業振興機構（V I P O）をはじめとする関係機関等と連携しつつ実施することが必要。

（３）伝統芸能の継承及び発展

- ・伝統芸能は長い歴史と伝統の中から生まれ、守り伝えられてきた国民の財産であり、将来にわたって継承し、発展を図ることが必要。
- ・「伝統文化こども教室事業」などを通じて、子どもたちが伝統芸能を身近に親しむことができる機会を充実することが重要。

（委員意見）

- ・学校や行政による伝統文化の伝承には一定の限界があり、地域社会を伝承の場とするべきである。

（４）芸能の振興

- ・芸能に対しても、文化庁及び芸術文化振興基金による援助がなされてきているが、関係団体の育成や海外公演への支援なども通じて、その振興を図ることが必要。

（５）生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及

- ・茶道、華道、書道などの生活文化、囲碁、将棋などの国民娯楽は、国民生活において身近な文化であり、関係団体による取組が中心。
- ・近年、我が国の食文化やファッションなど日本の優れたライフスタイルをいかした分野が国内外から注目されており、魅力ある「日本ブランド」を確立・強化する観点から、国においても「知的財産推進計画 2005」においてその推進が図られている。
- ・我が国の多様な生活文化を海外にも積極的に発信するための施策が必要。

2. 文化財等の保存及び活用

- ・文化財は我が国の歴史や文化の正しい理解に欠くことができず、将来の文化の向上の基礎をなすものであり、国民的財産として適切な保存・活用が重要。
- ・文化財保護法改正により、文化的景観及び民俗技術が新たな保護対象となったほか、近代の文化財などの保護を図るため登録制度の範囲が拡大されており、積極的な運用

が望まれる。

- ・歴史的建造物や町並み、文化的景観等の保存及び有効活用の取組みは、これらの文化遺産が地域づくりやまちづくりの核となるとともに、外国人を魅了する「日本ブランド」として「観光立国」の実現にも資するなど、我が国の文化を国際的に発信する観点からも貴重。
- ・文化財の保存・活用を充実するには、所有者、行政機関のみならず、NPO や文化ボランティアによる活動が重要であり、これらの活動への支援が必要。
- ・文化財所有者や寄附者等に対する税制上の措置や、国民運動的な形で文化財保護のための資金を集める仕組みの創設など、幅広い民間からの資金の活用等を図る仕組みを構築することにより、国民全体として文化財を保護する機運を醸成していくことが必要。
- ・文化財の保存・活用を支える伝統的技術の継承や修復材料の確保など基盤となる部分への支援も必要。
- ・選定保存技術保持団体等が実施する文化財の保存技術者・技能者の資質向上のための研修機会の拡充を図り、人材の確保と育成に努めることが重要。
- ・大規模な自然災害による文化財の被害が増加しており、文化財の防災対策を強化することが必要。

(委員意見)

- ・文化財の修復技術者をしっかりと育成するとともに、国際的な文化財保存活動にも対応できる技術のレベルなどを対外的に示す制度が必要になっているのではないか。
- ・日本の国土はすべて文化的な空間あるいは景観であり、文化的景観を含めた国土をどう保つかということは、日本の文化施策を考える上で重要である。

3. 地域における文化芸術の振興

- ・地域における多様な文化芸術の興隆は、我が国の文化芸術が発展する源泉。地域文化が有する文化の厚みが日本文化の基盤を成しており、地域文化が豊かになればなるほど日本全体の文化も豊かになり、日本の魅力が一層高まる。
- ・文化政策部会でも、平成 17 年 2 月に「地域文化で日本を元気にしよう！」(報告)を取りまとめ、地域住民を主体とした地域文化の活性化に向けて地方公共団体などの関係者に期待される役割と取組を提起。
- ・近年は文化芸術を活用してまちづくりを進める地方公共団体も増加しており、「文化芸術による創造のまち」支援事業等により地方公共団体や地域の文化芸術団体への支援も充実。今後、得られた成果を他の地域でも生かしていく工夫が必要。
- ・国においては、各地域における文化芸術活動への支援や情報提供等の施策が引き続き必要。

(委員意見)

- ・地域の文化活動は、鑑賞型から体験型、技能習得型に移行してきており、意欲ある住民に対して継続的な支援をどのように行うかが今後の課題ではないか。
- ・地域のアマチュアやプロの表現者と観客の中間に当たる人々の文化活動を支援すること

が必要ではないか。

- ・関西元気文化圏のような文化の多極化を促進するイニシアティブを広げていくことが必要である。
- ・地域文化の発展のために、地域の大学が貢献していくことが必要である。
- ・地域の文化団体どうしが全国的に交流できるネットワークが求められている。

4．国際交流等の推進

- ・21世紀の国際社会では軍事力や経済力ではなく、自国の生活様式や文化の魅力によって、相手国を惹きつけることができる能力「ソフトパワー」が重要。我が国は魅力ある文化芸術を振興して、国際文化交流を通じて国際的な貢献を行うことが必要。
- ・平成15年に国際文化交流懇談会が「今後の国際文化交流の推進について」(報告)及び平成17年に文化外交懇談会が報告書を公表。国際文化交流への資源投入を強化し、交流拠点や情報発信機能を充実すること、関係省庁、企業や民間の専門家などの連携協力を図ることなど、これからの国際文化交流の戦略を提示。
- ・今後、日本文化を総合的に海外に発信する方策を整備し、日本文化に対する理解の深化を図ることが必要。
- ・国際文化交流に果たすべき国の役割は大きく、長期的な視点のもと、文化交流推進体制の強化を図ることが必要。
- ・人類共通の財産である世界的な文化遺産の保存修復に、我が国独自のノウハウ、人材を活用して国際的に貢献することが必要。そのための国内体制の整備が不可欠。
- ・ユネスコにおける文化多様性条約の採択を踏まえ、我が国においても文化多様性の保護・促進、それに伴う国際協力などを積極的に推進。

(委員意見)

- ・文化外交を効果的に推進するには、外務省だけでなく、文化庁や経済産業省、民間も協力する組織づくりが必要である。
- ・諸外国に比べて貧弱な日本の対外文化機関、文化施設を充実して、文化情報センターとして機能させ、文化交流のネットワークを一層進めるべきではないか。
- ・日本文化を理解するとともに、相手国の文化にも精通し、ネットワーク作りのできる文化交流の専門家を育成する必要があるのではないか。
- ・相手国に日本の文化を理解したキーパーソンを増やすことも大切である。
- ・文化交流は一回きりのイベントでなく、相手国と日本で日常的な文化活動を進めることが大切である。
- ・日本に先進性があった文化財保存技術の分野でも、欧米諸国が力を付けてきている。文化庁が戦略的な文化財交流を構築しないとアジアでの日本の影が薄まってしまうのではないか。

5．芸術家等の養成及び確保等

- ・多様で優れた文化芸術の継承、発展、創造には、優秀な人材を得ることが不可欠。
- ・国においては、新進芸術家海外留学制度、国内研修や発表機会の確保、芸術団体等が

行う養成・発表機会への支援により、新進芸術家を養成。

- ・国立劇場、新国立劇場では、伝統芸能、オペラ、バレエ、演劇分野の研修所が置かれ専門的な研修を通じてプロフェッショナルな芸術家の育成を実施。
- ・芸術家と観客たる国民との間をつなぐコーディネーター役としてのアートマネジメント担当者や舞台芸術者の育成や研修も重要。
- ・大学等の高等教育機関でもアートマネジメント等の教育活動が展開されており、人材育成を担う機関となってきているが、文化芸術活動の現場における研修が十分ではなく、インターンシップや現場との交流を通じて現場での経験を積むことが必要。

(委員意見)

- ・現職者(特に舞台技術者)は研修機会の確保が重要である。
- ・広報やマーケティングなどの経営戦略に長けた専門職員の育成が急務である。
- ・文化における産学連携は他分野に比べて遅れているのではないか。
- ・芸術家の育成には、学部レベルでは分野間及び地域間の均衡を図り、大学院ではアートマネジメント教育を修士レベルで総合化して高度専門職業人の育成し、博士号の研究者を育成するべきではないか。
- ・アートマネジメントに関する公的な資格を設けるのは困難であろうが、関係大学連合体や各大学で資格を設定することも検討してはどうか。

6. 国語の正しい理解

- ・国語は、国民生活に直接関係し、我が国の文化の基盤を成すものであり、時代の変化や社会の進展に応じてその在り方を適切に検討し、必要な改善を図るべきもの。
- ・文化審議会では、平成16年「これからの時代に求められる国語力について」を答申し、「自ら本に手を伸ばす子どもを育てる」ことが重要であり、そのために国語教育と読書活動に関して提言。
- ・言葉について考える体験事業や国語研究所による「外来語」言い換え提案などの施策が展開されているが、国語の正しい理解と国語力向上のための取組を行うとともに、国際化、情報化に対応した施策を推進していくことが必要。

(委員意見)

- ・国語力の育成を掲げる公立学校が現れてきており、教育における国語の正しい理解は着実に進んできている。
- ・外来語の言い換え提案は各方面から様々な反応があり、関係機関の自覚を促す効果が出てきている。
- ・子どもの時から英語を学ばせようという傾向が強まっているが、実際には国語力がないとアイデンティティは保てない。日本人のアイデンティティとしての国語の重要性を親に示していくべきではないか。
- ・国語施策に関して、関係省庁の連携を一層緊密にするための組織が必要ではないか。

7. 日本語教育の普及及び充実

- ・日本語学習者の学習需要や社会の変化に対応した日本語教育を通じて我が国の文化芸

術に対する理解を増進することは、我が国の真の国際化にも資する。

- ・日本語学習ボランティアの支援推進事業や親子参加型日本語教室の実施を通じて日本語教育の充実を図っており、地域のニーズに対応した取組が求められる。

8．著作権等の保護及び利用

- ・文化芸術の振興の基盤を成す著作権等については、国際的な動向を踏まえるとともに、知的財産基本法や知的財産戦略本部が作成する「知的財産推進計画」等に基づき、知的財産立国の実現を目指した、著作権施策が推進されている。
- ・社会の変化に対応した法制度のあり方について検討を行う。
- ・音楽、映画、アニメ等の我が国の優れた著作物を積極的に活用するため、新しいビジネスモデル開発の支援等により、著作物の円滑な流通の促進を行う。
- ・著作権に関する知識と意識の普及を図るため、講習会の開催やネットワークを利用した教材・情報提供などの普及啓発活動を推進する。
- ・アジア等の途上国において流通している海賊版への対策を強化するとともに、WIPO（世界知的所有権機構）などで行われている新たな国際的ルールづくり等にも積極的に参画する必要がある。

（委員意見）

- ・著作権の持つ文化的側面と経済的側面がバランスよくかみ合うことで、世界に発信できる文化芸術の裾野が広がることを期待。
- ・科学技術の進展や経済の変化に対して、著作権法を機敏に見直すべきではないか。
- ・著作権に関する社会全体の認識がまだまだ低いため、小中高における著作権教育への支援の充実が必要である。

9．国民の文化芸術活動の充実

（1）国民の鑑賞等の機会の充実

- ・文化芸術の振興に当たっては、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することのできる環境を整備することが必要。
- ・文化の東京一極集中を是正し、国民が身近に文化芸術に触れられるよう、各地域における文化芸術の公演、創造活動への支援や情報提供が重要。
- ・特に、学校教育を含む子どもたちの文化活動を充実していくことが重要。
- ・文化ボランティアは国民が文化芸術活動に参画する契機となるだけでなく、芸術家等や文化施設等と国民とをつなぐコーディネーターとして有効。文化ボランティアの全国的なネットワークの形成や情報提供の充実を図るべき。

（委員意見）

- ・国民の鑑賞機会を確保するだけでなく、国民自身が文化芸術を創造・表現したり、文化芸術活動を支援・協同したりできる機会も充実されるべきではないか。
- ・文化ボランティアは、文化施設に使われる立場ではなく、文化芸術と社会をつなぐ市民の活動やアート NPO 等との連携・協力などの視点で捉えるべきではないか。

(2) 高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実

- ・高齢者、障害者、子育て中の保護者、勤労者が文化芸術活動に触れやすい環境の整備が重要。
- ・国立の文化施設や国立劇場等において、高齢者・障害者割引や小中学生の常設展の無料化、字幕や託児サービス、子どもや社会人向けの入門鑑賞会が開催されるなどの工夫や配慮が行われており、こうした活動を一層促進すべき。

(3) 青少年の文化芸術活動の充実

(4) 学校教育における文化芸術活動の充実

- ・ここでは、子どもの文化芸術活動の充実についてまとめて記述。
- ・子どもの文化芸術活動の推進は、子どもの文化芸術を愛する心を育て感性を豊かにするとともに、豊かな情操を養う上で大変重要。学習指導要領の「豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚」をもった国民を育成する考え方とも合致。
- ・学習指導要領では、小中学校における芸術に関する教科の授業時数が削減されたものの、総合的な学習の時間、生活科や道徳の時間などで文化芸術活動に触れる機会を取り入れる学校も見られ、学校教育における文化芸術活動は学校の創意工夫により充実することが可能となっている。
- ・学校は教育課程を着実に教育することが求められるとともに、数多くの課題にも対応しており、文化芸術に特化した教育活動のみに重点を置くことは難しい状況。
- ・伝統文化の継承など本来は地域で担うべき役割が学校に転嫁される地域も見られる。
- ・学校教育において文化芸術活動を充実するには、地域の教育力を発掘し、学校と地域の芸術家や団体などとの相互理解を図った上で連携・協力を得て、児童生徒の実態に即した文化芸術活動を行うことが必要。そのためには学校が開かれた学校づくりを展開し、学校自体が様々なネットワークを形成していくことが必要。
- ・地域には、学校週五日制を踏まえ土日の児童生徒の活動機会として、文化芸術活動に積極的に取り組み、芸術家等、文化芸術団体、文化施設が行政と連携しつつ、地域における児童生徒の文化活動の受け手としての役割を期待。

(委員意見)

- ・地域社会や家庭でおこなうべき郷土の伝統文化や芸術まで学校教育に持ち込んでいるのではない。地域社会、家庭、学校の役割分担を明確にすべきである。
- ・学校の現場で文化を教えられる人材を継続的に確保することは困難であり、地域の教育力を活かして、子どもたちに多様な文化体験をさせることが重要である。
- ・教職員と芸術家等の連携のための仕組みが必要であり、学校自身にもネットワーク形成の努力が必要ではないか。
- ・教育現場で芸術をどのように教えるかについて、文化芸術団体等の連携先の視点から見た検討が必要ではないか。
- ・子どもたちの文化芸術活動を推進するには、学校と文化芸術団体等との相互理解や学校週五日制の意義を地域で再確認することが必要ではないか。
- ・教員養成の段階から学芸分野や博物館などの科目を取り入れ、芸術に関するカリキュラ

ムを充実させて、教員の意識を高めていくべきではないか。

10．文化施設の充実等

(1) 劇場、音楽堂等の充実

(2) 美術館、博物館、図書館等の充実

- ・ここでは、文化施設の充実についてまとめて記述。
- ・地域においても音楽・演劇専用のホールや美術館が開館し、「文化に関する世論調査」によれば、文化施設の整備・充実を希望する割合は減少してきており、地域の文化施設の整備は相当程度進んでいるという認識が一般化。
- ・文化施設というハードの整備は進んだものの、文化会館や美術館、博物館の職員数は伸びなやんでおり、専門性を有する職員や技術者を確保できない施設も存在。
- ・指定管理者制度は、公の施設を民間等の活力を利用して効率的・効果的に運営・管理することに利用者の利益に資することを目的として導入されたが、指定管理者制度の導入により文化会館や美術館、博物館などの管理・運営が経済性や効率性のみで判断され、文化芸術の観点がおざりにされるのではないかと懸念もある。
- ・文化施設の管理・運営に関してもその経済的効率性を無視することはできないが、文化施設が社会に対して果たしている貢献を考慮すれば、指定管理者制度の適用には地方公共団体が文化施設の本来有する使命や目的、地域における役割等を考慮し、その文化的側面に十分配慮することが必要。

(委員意見)

- ・地域で文化を支えていく文化関係者や市民などの様々な人の議論・活動の拠点となる場の形成が重要ではないか。
- ・指定管理者制度の導入には、運用上の不安があるものの、新たな法制や国が基準を設定することは規制緩和や地方分権という時代の流れに逆行する。公文協等の連合団体において基準を設定することが効果的ではないか。
- ・他省庁所管の法律や制度について、文化振興の観点からの文化アセスメントが必要ではないか。
- ・国民ニーズを満たすべきである博物館の8割が類似施設である実態や指定管理者制度導入などが博物館の現状にそぐわないのであれば、博物館法等の見直しも必要ではないか。
- ・寄付税制に関して特定公益増進法人の認定を積極的に推進し、個人所有の重要文化財等譲渡の非課税措置や私立博物館への税優遇制度を拡大すべきではないか。
- ・国際競争力を持った国際的にも通用する美術館、博物館を作るために何をすべきかを検討してはどうか。
- ・美術品の貸借に関する国による補償制度は困難な問題ではあるが、検討すべき事項ではないか。
- ・学校教育との連携を推進するため、美術館等の全国組織との連携方策を検討すべきではないか。
- ・学芸員の資質向上と養成システムや資格の見直しを検討すべきではないか。

(3) 地域における文化芸術活動の場の充実

- ・国民が身近にかつ気軽に文化芸術活動を行うことができる場を充実するには、文化施設だけでなく、学校施設や社会教育施設を有効に活用することも必要。
- ・地方公共団体や地域の芸術家等に対して、学校や文化施設以外の施設を文化芸術活動に活用する工夫を促していくことが必要。

(委員意見)

- ・教育施設や文化施設を有する地方公共団体には、将来の観客作りを考えて、学校や福祉との連携を検討することが求められているのではないか。
- ・地域の美術館・博物館は個人資産を保存する目的のものもあるが、設立目的を明確にして地方公共団体との連携を深めてそれらを活かしていく視点が必要である。地域性を活かして競争力をつけることが大切である。
- ・文化施設には、アート NPO 等の活動も踏まえ教育機能やコーディネート機能を有する新たな機能を持った「第3の文化施設」を展望する視点が必要ではないか。

(4) 公共の建物等の建築に当たっての配慮

- ・公共の建物等の建築には周辺地域との調和が取れたものとなるよう配慮することが必要。

11. その他の基盤の整備等

(1) 情報通信技術の活用の推進

- ・インターネットの急速な普及に代表される情報通信技術の発展により、文化芸術活動においても様々な影響が生じている。
- ・情報や画像を地理的制約なしに活用できる利点を生かして、新たな文化芸術活動の創造がなされる一方、いわゆる「ネット文化」はバーチャル(仮想的)な世界でのみ展開されて人間の血の通った交流・交感を妨げ、人と文化芸術活動を疎外するという「負の側面」をももたらしていることに留意することが必要。
- ・国においては、情報通信技術の活用が、人と人との結びつきを強め、多様で広範な文化芸術活動が展開されるよう施策を講ずるべき。

(2) 地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等

- ・「文化に関する世論調査」によれば、地域の文化芸術活動の推進に関する国や地方公共団体への要望として、「文化に関する情報を提供する」(27.4%)が「文化施設を整備・充実する」(35.4%)に次いで第2位となっており、文化に関する適切な情報提供が求められている。
- ・情報化の進展に伴い、ホームページによる情報提供が主流となりつつある中、迅速かつわかりやすい情報が一層求められるとともに、国の文化政策や事業等については外国語による紹介も行い、我が国の文化情報を国際的に発信することが必要。
- ・文化芸術活動への助言や相談などを国民が身近なところで気軽に受けられるようにすることも必要。

(委員意見)

- ・文化芸術に関する基礎情報や統計などデータは国や公的機関によるストックが重要だが、日々更新されるイベント情報や案内など情報は国が提供すべきか疑問である。
- ・文化の現状分析を行う統計や調査研究を整備して我が国の文化芸術の全体像を把握することが必要である。

(3) 民間の支援活動の活性化等

- ・民間による文化芸術への支援(メセナ活動等)は、従来は文化芸術団体に対する支援やイベントの開催などが主流であったが、企業の社会的責任(CSR)が認識されるにつれ、地域の文化活動に対する企業の社会貢献活動が活発化。
- ・税制に関しては、平成14年度に優遇措置を受けられる活動の対象範囲を分野、活動主体、活動形態それぞれについて拡大したほか、企業メセナ協議会による助成認定事業は平成16年度までに1643件、約6億5千万円の寄付が同協議会を通じて行われるなど、一定の成果が見られる。
- ・企業側も文化芸術活動に精通した人材を確保できなかったり、情報が不足したりで十分な支援活動を展開できないという課題もある。
- ・文化芸術を支える役割は国をはじめとする行政のみならず、企業やNPOなどの民間にも大きく期待。民間活動を促進する税制や寄附の仕組みに関して更なる検討が必要。

(委員意見)

- ・寄附への環境は改善されてきたものの、個人の寄附を促進するにはまだ厳しい状況。国全体でも考えるべき問題である。
- ・メセナ活動でもパトロン的な活動は縮小され透明性が高まってきており、協賛でなく協同の考えが主流、単に金を出す支援は企業では評価されない。
- ・文化芸術の振興が社会や産業の発展に不可欠という認識が経済界を含む社会全体に共有されることが重要である。
- ・文化芸術に自分でお金を出して触れることが文化を支えるという意識の醸成が大切であり、それを子どもの頃から教えていくべきではないか。

(4) 関係機関等の連携等

- ・国、地方公共団体、文化芸術団体をはじめ様々な機関や施設との連携が必要。
- ・文化芸術と教育、福祉、観光などの分野との連携により、人材や資源の効率的・効果的活用やノウハウの共有が図られることが期待でき、文化芸術と他分野との連携を一層推進することが必要。

(5) 顕彰

- ・文化庁映画賞や企業メセナ協議会によるメセナアワードにおいて「文化庁長官賞」を創設し企業等に対する表彰を開始するとともに、文化芸術活動の新たな分野や若い芸術家、国際文化交流に貢献した個人や団体等への顕彰を推進。

(6) 政策形成への民意の反映等

- ・政策形成には、その過程の公正性及び透明性を確保することが必要。
- ・平成 17 年より文化審議会を原則として公開するとともに、法令等の改正においてもパブリックコメントを実施。
- ・文化芸術懇談会の開催を通じて、基本法や基本方針についての理解を求めるとともに、地域の状況や課題を聴取するなどの取組を推進。
- ・本基本方針の見直しが検討される際には、文化審議会において文化芸術の各分野の関係者からヒアリングを行うとともに、パブリックコメントを実施して広く国民の意見を反映することが必要。